

大雪山国立公園の管理の基本的な考え方

管理の項目	公園管理の基本的な考え方	備 考
風致景観の維持	・地域毎に、その地域にふさわしい景観・確保していく景観のイメージを関係者間で共有し、それを基本として景観管理を行う。また、好ましくない看板や音楽放送等について対処方針を検討していく。 ・事業取扱方針や行為許可基準などに各地域毎の景観イメージに沿った事項を盛り込む。 ・風致景観の維持のため、地元自治体が景観法に基づき公園内の景観に関する基準を定めようとするときには、当該地域の景観特性を配慮したものとなるよう調整する。 ・それ以外にも、関係者間でデザインや規格を統一する意見があれば、国立公園の景観として望ましいものになるよう合意形成を図る。 ・工作物の新設や撤去、植生の改変などによる地域の景観変化をモニタリングし、次回の管理計画改定に役立てる。	山岳部・山麓部、主要集落等、地域を区分して検討
自然環境の保護・保全、影響緩和	・特徴のある地形、貴重な動植物等の自然環境を保全し、資質の維持を図るため、保全の対象となるものを整理し、その重要性を明記する。 ・保全すべき自然環境については、自然公園法だけではなく鳥獣保護法、種の保存法などの環境省関係法、関係行政機関が所管する関連法制度も活用し適切な管理を図る。 ・登山道へのペットの持込等、利用の制限が必要と思われる場合は、関係者間の合意形成により適切なルール策定に努める。 ・行政機関以外による調査研究や活動のうち、国立公園の保護と利用に役立つものには、助成団体の紹介などにより支援していく。 ・保全の必要性に対する理解を進めるため、イベントの実施や各種媒体を通じた広報を行い、適切な情報提供に努める。	鳥獣保護法の関連施設として、高原温泉にヒグマ情報センターを設置している 登山道の利用ルールについては、関係機関が各種啓発活動を実施 ホームページをはじめ、有効な媒体を活用
自然環境の質の向上・再生・復元	・登山道の周辺等を中心にモニタリングを行い、自然環境の質の劣化が認められる場合には、再生・復元の措置を検討する。 ・開発跡地や法面等の緑化については、適切な工法の紹介や外来種の侵入を最小限にするための留意事項の整理を行う。	
好ましい公園利用の推進	・公園利用に必要な施設は、公園計画に従って順次整備することとし、個別の事業内容及び留意事項については管理計画の「公園事業取扱方針」による。 ・自然学習や環境教育のフィールドとしての活用を図る。	環境省が直轄で整備する施設については、平成17～18年度で整備方針を取りまとめる予定

大雪山国立公園の管理の基本的な考え方

管理の項目	公園管理の基本的な考え方	備 考
好ましい公園利用の推進	・温泉の適切な利用を推進するため、各温泉地の特徴等を整理して好ましい利用の考え方を明記する。 ・ヒグマの出没や高山植物の開花状況などの情報提供のほか、登山道毎の利用のあり方、山岳地におけるトイレの状況等について情報提供を行い、適正な利用方法に従っていただけるよう努める。	
利用上支障となる事項の排除・緩和	・自然環境に悪影響を及ぼしたり他の公園来訪者に迷惑がかかるような利用に対しては、関係者間の合意形成を踏まえて指導する。場合によっては関連法制度を活用した強制的な是正を図る。 ・快適な利用環境を確保するため、興味地点における美化清掃やトイレ対策を実施する。利用者に遵守願う事項については、関係者間の合意形成により適切なルール策定に努める。	
公園利用上の安全確保	・公園利用における安全性確保のため、定期的に施設の点検を行い、必要に応じ補修を行う。 ・山岳地での遭難等を防止するため、安全確保につながる案内標識や注意標識など主要な公園施設については、デザインや規格の統一を図り、公園としての一体感が出るよう努める。 ・山岳事故の発生状況、発生原因等、安全確保に役立つ情報を提供し、啓発に努める。	統一デザインのあり方については平成18年度に調査検討を行う予定
地域振興、住民の生活環境の維持	・国立公園に対する地域住民や民間事業者の理解と協力を得るため、あらゆる機会をとらえ国立公園の仕組みや意義について普及啓発を図る。	